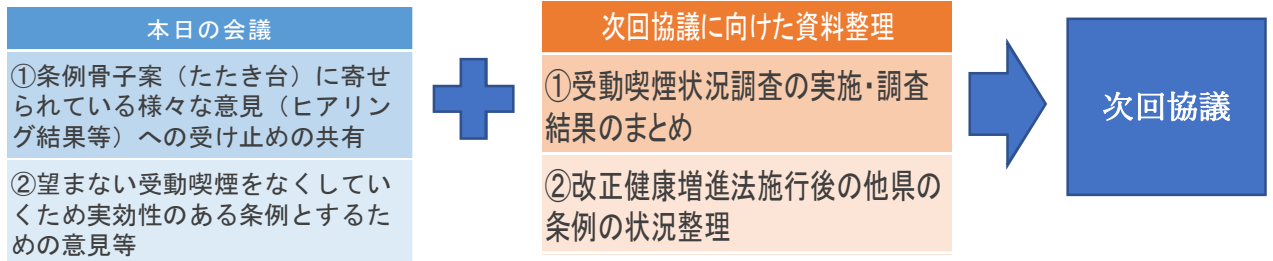


受動喫煙防止条例骨子案に係る検討の進め方について

1 本日及び次回検討に向けた進め方（案）



2 感想・意見等の共有

- (1) 条例の骨子案（たたき台）に寄せられている様々な意見（ヒアリング結果）と現在の状況（受動喫煙防止対策実施調査の結果等）への受け止めについて

【参考：ヒアリングの概要】

①条例の骨子案（たたき台）の内容（緩和）

- 改正健康増進法への対応のため、専用の喫煙室を設けるところも多い中（労働局の補助金も活用）、努力義務と言いつつ、後出しでの条例化は納得できない。
- 努力義務とは言え、専用の喫煙室を設けることで条例に反しているとみなされ、イメージダウンに繋がる。
- 国の法律に基づく喫煙場所の設置が適切。喫煙者が喫煙場所を求める問題も生じるため。

②条例の骨子案（たたき台）の内容（強化）

- 条例骨子案（たたき台）ではまだ物足りない。もう少し厳しくてもよい。
- 通学路や公園等公共的な場所だけでなく、全ての屋外で受動喫煙を生じさせないようにしてほしい。

③改正健康増進法の周知

- 客に対して、店側から原則屋内禁煙と伝えるのが課題。
- 改正健康増進法の施行をきちんと進め、もう少し制度への理解が進んでから条例化を考えるべきで、時期尚早。
- 制度の周知は、もっと広く行うべき。

- (2) 望まない受動喫煙をなくしていくため、実効性のある条例とするための意見等
例) 高い目標を掲げてそこを目指していく内容、取り組もうという意識になれる内容、県民・事業者の理解 など